

職業能力開発の現状・課題と 第9次能力開発基本計画以降の主な取組について

第9次職業能力開発基本計画(平成23～27年度)の全体像

一成長が見込まれる分野の人材育成
と雇用のセーフティネットの強化ー

現状認識

- 少子高齢化や産業構造の変化、グローバル化等の社会経済環境の変化を背景に、労働力の需給両面にわたる構造的な変化が著しく進行。
- 職業能力形成機会に恵まれない非正規労働者の数や就業者に占める割合が増加。
- このような状況の下で、持続可能な活力ある経済社会を構築するには、若年者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者を含めた一人一人が職業訓練等を通じて能力を高め、生産性を向上させることが不可欠。

今後の方向性

- 成長が見込まれる分野の人材育成や、我が国の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野の人材育成が喫緊の課題。
- 雇用のセーフティネットの一環として、雇用保険を受給できない者も安心して職業訓練を受けることができる仕組みを創設。
- 能力本位の労働市場の形成に資するため、教育訓練と結びついた職業能力評価システムの整備。
- 個人の主体的な能力開発や企業による労働者の能力開発を支援。
- 国、地方公共団体、民間教育訓練機関、企業等の多様な主体が役割分担をしながら、企業や地域のニーズを踏まえつつ、我が国全体として必要となる職業訓練等を実施。

今後の職業能力開発の基本的施策の展開

1. 成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練の推進

(1) 成長が見込まれる分野の人材育成

- ① 介護・福祉、医療、子育て、情報通信、環境等の分野において必要とされる人材育成の推進
- ② 人材ニーズの把握、訓練カリキュラムや指導技法の研究開発
- ③ 民間教育訓練機関の更なる活用
- ④ 大学等教育機関との連携強化

(2) ものづくり分野の人材育成

- ① 国は、先導的な職業訓練を含め高度な職業訓練を、都道府県は地域産業ニーズに密着した基礎的な技術・技能を習得させる訓練を実施
- ② 環境、エネルギー分野等の新しい分野の訓練の拡充

2. 非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化

(1) 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割と機能強化

- ① 中央と地方の協議会を活用して、職業訓練を実施する分野や規模等に関する年度計画の策定
- ② 離職者に対する公共職業訓練の実施

(2) 第2のセーフティネットの創設

雇用保険を受給できない求職者に対する第2のセーフティネットとして無料の職業訓練及び訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う「求職者支援制度」を恒久制度として創設

(3) ジョブ・カード制度の普及促進

- ① ジョブ・カードを職業能力開発施策の基本ツールとして活用
- ② 国が中心となった関係機関による緊密な連携・協力体制の枠組みの下での普及・促進
- ③ 求職者支援制度においても活用

3. 教育訓練と連携した職業能力評価システムの整備

- ① 職業能力評価と教育訓練を体系的に結びつけた「実践キャリア・アップ戦略(キャリア段位制度)」の構築
- ② 職業能力評価基準の普及・促進
- ③ 技能検定制度が社会的ニーズにあったものとなるよう見直し

4. 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

(1) 個人の主体的な能力開発の支援

就職・転職時等必要とときにキャリア・コンサルティングを受けられる環境の整備

(2) 企業による労働者の能力開発の支援

キャリア形成促進助成金等の効果的な活用

(3) キャリア教育の推進

教育施策と密接に連携した職業能力開発施策の展開

5. 技能の振興

- ① 各種技能競技大会の実施等による技能の重要性の啓発
- ② 技能者との交流等による若年者への技能の魅力の紹介

6. 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若年者、母子家庭の母、障害者等に対する能力開発

7. 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

- ① 開発途上国への訓練指導員の派遣等による職業訓練の実施の支援
- ② 開発途上国における日本型技能評価システム構築の支援
- ③ 新たな技能実習制度の適切な実施

8. 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能(総合調整機能)の強化

(1) 職業能力開発のビジョン・訓練計画の策定

- ① 我が国全体の職業能力開発の方向性を定める中長期的なビジョンの提示、② 国及び地域単位の協議機関を通じた訓練計画の策定

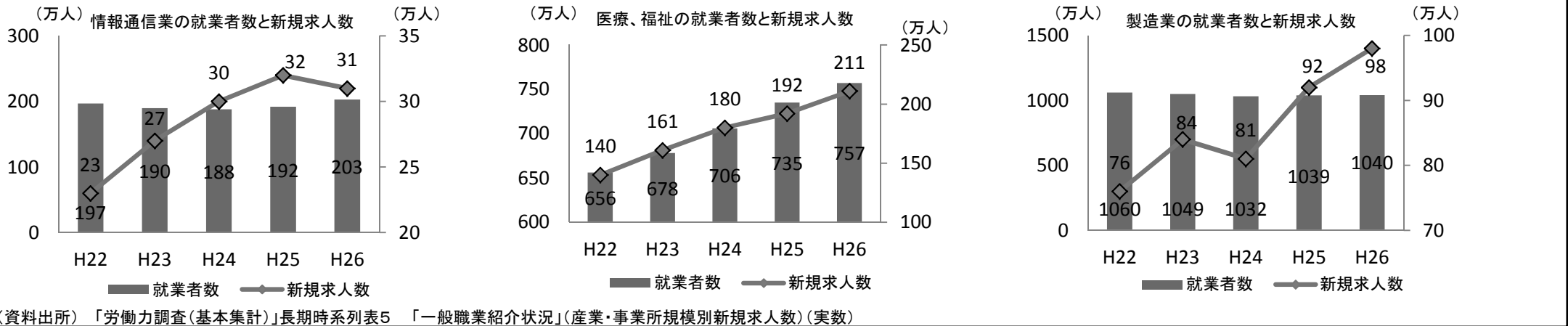
(2) 職業訓練のインフラの構築

- ① 訓練カリキュラム、指導技法、就職支援技法の開発、普及、② 訓練に係る情報の提供、品質の確保、③ 訓練指導員等の育成・確保、④ 職業能力の評価システムの整備、⑤ 職業訓練の実施体制の整備

1. 成長が見込まれる分野・ものづくり分野における人材育成の推進

現状と課題

- 就業構造のサービス化が進む中、情報通信産業の就業者数は2年連続で増加しており、新規求人数は平成24年度以降、30万人台で推移。医療、福祉の就業者数は増加傾向で推移し、新規求人数も毎年10万人以上増加。
- 我が国の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野を支える人材育成が引き続き不可欠

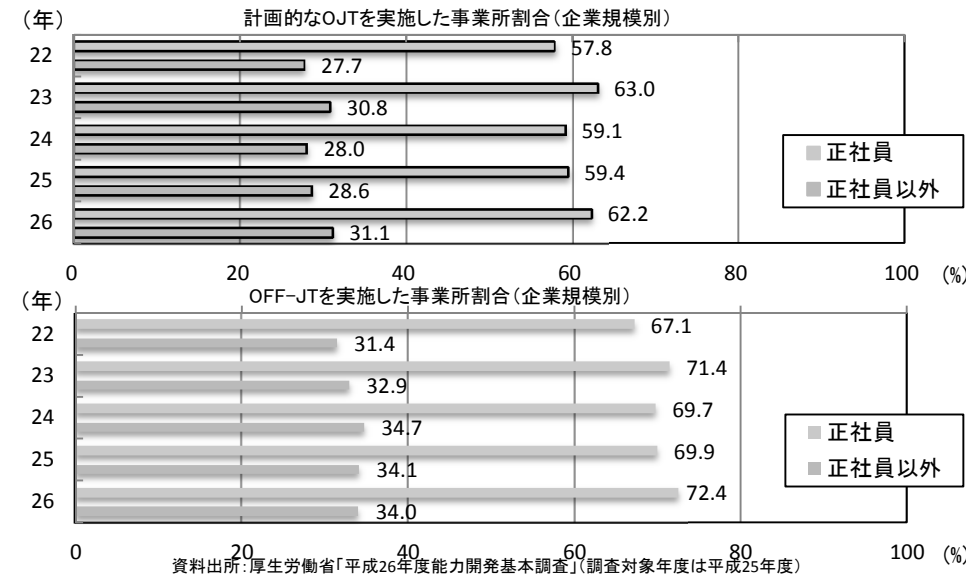
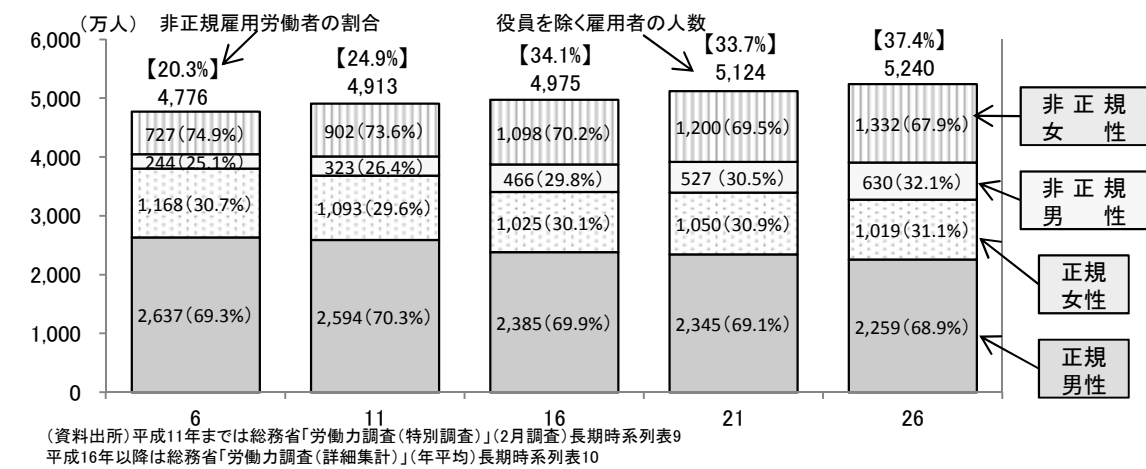


計画の概要	進捗状況及び実績
介護・福祉、医療、子育て、情報通信、環境等の分野において必要とされる人材育成の推進	○介護・福祉等の今後成長が見込まれる分野を含めた人材育成を推進すべく、公的職業訓練を実施 例えば介護分野の平成26年度の実績では、 ・公共職業訓練 受講者数・・・23,325人、就職率・・・施設内91.2%、委託83.1% ・求職者支援訓練 受講者数・・・2,937人、就職率・・・67.7%
国は、先導的な職業訓練を含め高度な職業訓練を含め高度な職業訓練を、都道府県は地域産業の人材ニーズに密着した基礎的な技術・技能を習得させる訓練を実施	○国においては、ものづくり分野を中心に、全国ネットワークによるスケールメリットを生かし、離職者訓練のほか、高度な学卒者訓練・在職者訓練を実施 ○都道府県においては、地域産業のニーズに対応した離職者訓練のほか、基礎的な学卒者訓練・在職者訓練を実施 ○都道府県立職業能力開発施設における補助や指導員研修に係る費用に対する補助等を実施

2. 非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化

現状と課題

- 非正規雇用労働者は、この20年間増加しており、雇用者数に占める割合についても3割を超えている。
- 計画的なOJT、OFF-JTを実施している割合は、正社員に比べて正社員以外は約半分となっている。



計画の概要

雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割と機能強化として、中央と地方の協議会を活用して、職業訓練を実施する分野や規模等に関する年度計画を策定

雇用保険を受給できない求職者に対する第2のセーフティネットとして無料の職業訓練及び訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う「求職者支援制度」を恒久制度として創設

ジョブ・カードを職業能力開発施策の基本ツールとして活用

進捗状況及び実績

○毎年度、中央訓練協議会及び地域訓練協議会を活用し、公的職業訓練の分野や規模等を議論した上で、求職者支援法に基づく職業訓練実施計画を策定している。

- ・中央訓練協議会…各年度2回～3回実施
- ・地域訓練協議会…全都道府県で実施

○平成23年10月に求職者支援制度を創設し、雇用保険を受給できない求職者等に対して、職業訓練・給付・就職支援を実施中

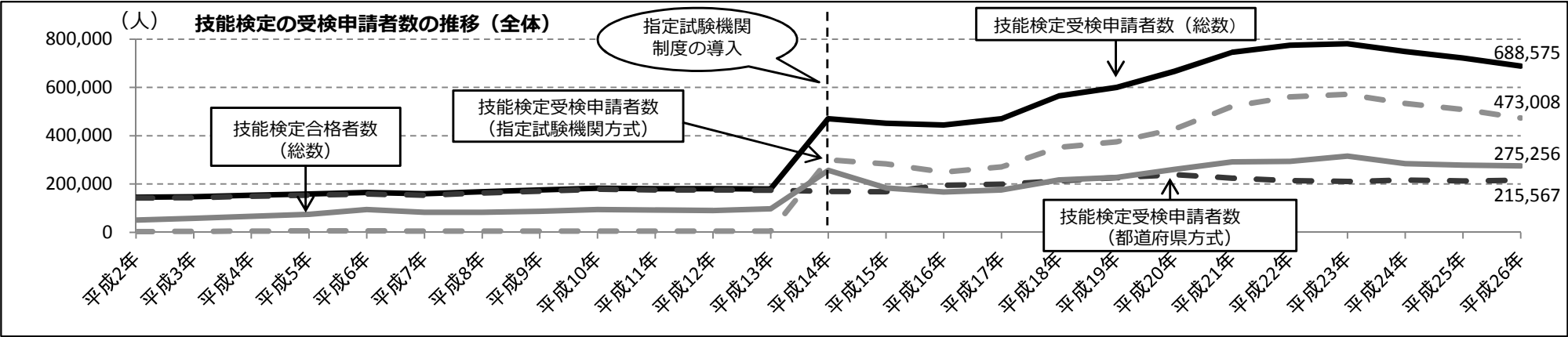
	23年度	24年度	25年度	26年度
受講者数	50,758人	98,541人	74,939人	55,003人
就職率(基礎コース)	73.4%	80.6%	83.3%	51.9%
就職率(実践コース)	75.1%	79.5%	84.1%	55.9%

- 各年度の目標を前年度比1割増とし、その普及促進に取り組んでいる。
- ・ジョブ・カード取得者数…累計約130万人(毎年度約20万人増)
 - ・ジョブ・カード普及サポーター数…20,306社(平成23年度から約9,000社増加)

3. 教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備

現状と課題

- 職業能力評価基準は、産業構造の変化や労働移動の増加の下で、職業能力が適切に評価される社会基盤づくりとして、平成14年から国と業界団体と連携の下で策定しており、現時点で事務系9職種、業界別として53業種で策定。
- 技能検定受検申請者数は平成26年度で約69万人の申請があり、約28万人が合格。

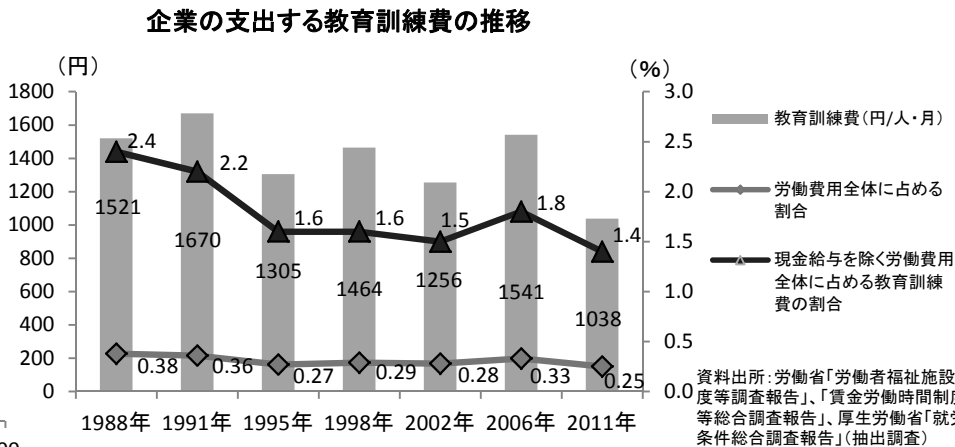
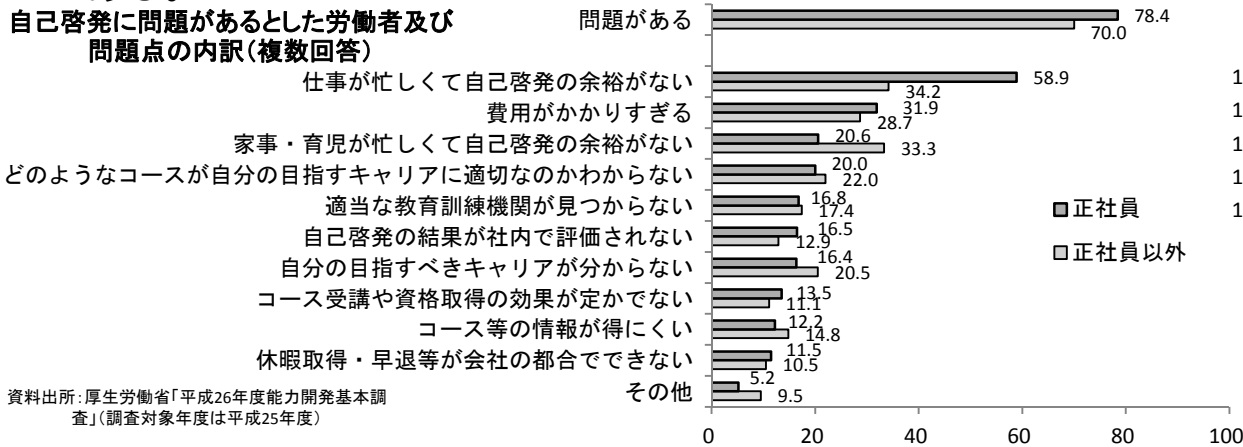


計画の概要	進捗状況及び実績
職業能力評価基準の普及・促進を図る。	○業界横断的な事務系職種9職種、業界別として53業種策定 ・職業能力評価基準に準拠した「キャリアマップ」、「職業能力評価シート」の作成・試行導入、各業界への周知 ・企業の人事業務担当者を対象とした「職業能力評価基準活用セミナー」の実施 ・企業における人材育成担当者を対象とした「評価者育成セミナー」の実施
技能検定制度等が社会的ニーズにあったものとなるように見直し	○現状で、以下のような見直し等を行ってきたほか、能開法の改正により、対人サービス分野の技能検定制度のさらなる活用を図る。 ・職種の統廃合（計画期間中に7職種廃止、1職種統合） ・職種の新設・指定試験機関の指定（2指定試験機関を指定） ・試験基準の見直し（計画期間中に21職種見直し） ・社内検定の認定（47事業主等123職種）

4. 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

現状と課題

- 正社員・正社員以外ともに約7割が自己啓発に問題があるとし、理由として「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」などのほか、2割が「どのようなコースが自分の目指すキャリアに適切なかわからない」としている。
- 民間企業における現金給与を除く労働費用に占める教育訓練費の割合の推移をみると、90年代以降低下・横ばい傾向にある。



計画の概要

就職・転職時等必要なときにキャリア・コンサルティングを受けられる環境の整備

キャリア形成促進助成金等の効果的な活用

進捗状況及び実績

○キャリア・コンサルタントの養成や専門性の向上・活動領域の拡大を図っており、キャリア・コンサルタントは幅広い領域で活動中

- ・標準レベル以上のキャリア・コンサルタントは平成26年度末で約48,000人
- ・専門性の向上のために教育指導や、キャリアに関する授業のノウハウ等について講習を実施
- ・従来の教育訓練給付に加えて、労働者の中長期的キャリア形成を支援するため、専門実践教育訓練給付を創設

○キャリア形成促進助成金のメニューの見直し・拡充

○認定職業訓練の実施(訓練施設数: 1,106施設)

○キャリアアップ助成金については、平成25年度に比で平成26年度の認定件数・受講数が2倍近くの増加

○在職者訓練については、国・都道府県ともに5万人を超える受講者

○ものづくりマイスターによる実践的な実技指導の実施

5. 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能(総合調整機能)の強化

計画の概要	進捗状況及び実績
我が国全体の職業能力開発の方向性を定める中長期的なビジョン・訓練計画の提示	○中央訓練協議会・地域訓練協議会を開催し、公的職業訓練の分野・規模等を議論した上で求職者支援法に基づく職業訓練実施計画を策定
訓練に係る情報の提供、品質の確保	○全国の公共職業訓練、求職者支援訓練をインターネットで情報提供 ○平成23年12月22日付で「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定 ○平成26年度から(独)高障求機構において、ガイドライン研修を実施(平成27年3月末までに1,258機関、1,652人が受講)
訓練指導員等の育成・確保	○高度な訓練指導員として必要な能力を付加するため、新たな指導員養成訓練(ハイレベル訓練)を平成26年度から実施 ○在職指導員のスキルや指導技法の向上を図るため、指導員技能向上訓練(スキルアップ訓練)について平成24年度から段階的に対象人員を拡大
職業訓練の実施体制の整備	○国(機構)の施設として、職業能力開発促進センターが46所のほか、職業能力開発大学校や短期大学校、障害者職業能力開発校を運営 ○都道府県にも職業能力開発校が152校あるほか短期大学校、障害者職業能力開発校を運営(市においても、1市で職業能力開発校を運営) ○専修学校等の民間教育訓練機関等を活用した多様な委託訓練を実施 ○国(機構)の保有する就職支援に係るノウハウについて、都道府県や民間教育訓練機関に対して提供